3　水域の占用の許可等を行うことができる場合を、特定離島港湾施設の建設、改良、維持又は復旧の工事のため水域の占用が必要となる場合等とした。（第三条関係）

4　この政令は、平成二二年六月二四日から施行することとした。

◇国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令（政令第一五八号）（国土交通省）

1　北朝鮮特定貨物

国際連合安全保障理事会決議第一八七四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第一号イ及びロの政令で定める物資の具体的内容として、核関連物資、化学兵器関連物資、生物兵器関連物資、ミサイル関連物資、武器その他の物資を定めることとした。（第一条及び別表関係）

2　生物兵器等に該当する提出貨物の廃棄の方法

提出貨物の廃棄は、関連する条約の規定の定めるところにより速やかに行うこととした。（第二条関係）

3　提出貨物の売却の方法

㈠　提出貨物の売却は、提出貨物が北朝鮮に輸出されることを防止するために必要な措置を講じた者に対し行うこととした。（第三条第一項関係）

㈡　売却は、競争入札に付して行わなければならないこととした。ただし、競争入札に付することが適当でないと認められる提出貨物については、随意契約により売却することができることとした。（第三条第二項関係）

㈢　一般競争入札又は指名競争入札に付そうとするときの方法及び随意契約によろうとするときの方法について定めることとした。（第三条第三項～第五項関係）

4　提出貨物その他の処分の方法

提出貨物の処分は、速やかにこれを廃棄することにより行うこととした。（第四条関係）

5　国土交通省令・財務省令への委任

法及びこの政令に定めるもののほか、法及びこの政令の実施のために必要な手続きその他の事項は、国土交通省令・財務省令で定めることとした。（第五条関係）

6　施行期日

この政令は、法の施行の日から施行することとした。

法　律

法律第四十六号

母体保護法の一部を改正する法律

母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「平成二十二年七月三十一日」を「平成二十七年七月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

御　名　御　璽

平成二十二年六月二十三日

厚生労働大臣　長妻　昭

内閣総理大臣　菅　直人

政　令

政令第百五十一号

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第五条第三項及び第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第五十号）の一部を次のように改正する。

母体保護法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年六月二十三日

内閣総理大臣　菅　直人

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年六月二十三日

内閣総理大臣　菅　直人